

不利益処分に関する処分基準 個票

地域振興部 西方地域づくり推進課

不利益処分の内容	不正な手段により金崎有料駐車場使用料を免れた者に対する過料	
根拠法令等及び条項	栃木市営金崎有料駐車場条例第15条	
処分基準	根拠条項	栃木市営金崎有料駐車場条例第15条
	参考事項	栃木市営金崎有料駐車場条例施行規則
	設定等年月日	平成23年10月 1日設定 平成29年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市営金崎有料駐車場条例抜粋</p> <p>(過料)</p> <p>第15条 不正な手段により使用料を免れた者は、その徴収を免れた額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	